



ふくろうニュース

特定非営利活動法人 消費者ネット広島 会報

2018年 新年挨拶

理事長 吉富 啓一郎

No.36

2018. 1. 9

発行

『消費者被害のない安心・安全な地域社会を目指して』

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
今年もご指導のほどよろしくお願いいたします。

今年も引き続き、標記のテーマに取り組んで参ります。

まず、適格消費者団体として、事業者への「質問」「申入れ」「改善要請」そして「差止訴訟」に取り組みます。 そのために、会員の弁護士・司法書士の協力を得て「専門相談受付体制」(水・金開設)を堅持しつつ、広島県・広島市をはじめ市町の「消費生活センター」と連携して、可能な限り消費者からの「生の声」(生きた情報)の提供が増えるようにしていきたい。



また、これらの実績を踏まえて、「集団的消費者被害回復訴訟制度」への対応を進めていきたい。引き続き「検討チーム」を中心に「特定適格消費者団体」の「認定」に向け、「準備」を加速させたい。 その中でも、「第二段階の手続きに関すること、当ネットの現状に照らして言えば、①事務局体制 ②財政基盤 ③経理チェック体制の改善が不可欠の課題と考えています。 越えなければならないハードルは限りなく高いが、挑戦したい。

さらに、深刻化する高齢者の消費者被害防止について、特に高齢者を「見守る立場」の方々のネットワークづくりに力を注ぎたい。そのための「ツール」として「メルマガ」(毎週月曜日に配信)登録者の拡大に取り組んでいきたい。引き続き、地域の民生委員・児童委員の方々、ヘルパーをはじめ福祉関係の方々などの「メルマガ」登録者を増やしていきたい。 被害の未然防止に繋がった「事例」を配信できればと考えている。

当法人の認知度を高めるために広報に一層努力していく所存です。



役員リレートーク⑫

理事 根石 英行（弁護士）



消費者ネット広島の理事を務めさせていただいております根石です。

消費者契約法によって適格消費者団体による事業者の不当行為についての差止請求の制度が出来て10年が経過しましたが、最近でもインターネットを利用した詐欺的な商法が横行し、悪徳商法では次々に新しい手法が出てきており、差止請求やや是正活動が追いついておらず、まさにたちごっこの状況です。

特定適格消費者団体による金銭的被害の集団的被害回復制度や、民法改正によって民法に消費者保護規定が取り入れられたことなど法的制度の整備は進められておりますが、新しい法律をどのように使って消費者保護を充実して行くかが我々に与えられた課題であり、それこそ「仏作って魂入れず」とならないようにしっかりと活動していかなければならないと思っております。

先日、妻が中古品買取業者から掛かってきた電話で、近所を回って不用品の買取を行っていますというので、捨てよう思っていた家具を引き取ってもらえないかと思い、つい呼んでしまったところ、家具はそっちのけで、貴金属を見せるようにしつこく迫ってきて、居座られるのか怖かったと言っていました。そのときは事なきを得ましたが、依然として押し買いの問題が続いていることを肌身で感じました。

消費者問題はいつ誰に起こるかわからない問題ですので、その防止と救済のためにネットの活動へのご支援をよろしくお願いいたします。

第23回適格消費者団体連絡協議会 参加報告

この会は適格消費者団体の交流・意見交換の場として、年2回、定期的で開催され、今回は消費者支援ネット北海道が幹事で札幌市の北海道建設会館を主会場に、9月9日～10日開催されました。適格消費者団体16団体、目指す団体14団体、100名強が参加、当ネットから長井理事、宗山事務局長、吉富が参加しました。



1. 消費者庁の「平成30年度予算概要要求」について
まず、「特定適格消費者団体」（現在は消費者機構日本、消費者支援機構関西）の「組織体制の強化」（人件費等）として「消費者団体訴訟制度推進補助金」（仮称）6,400億円が新規に計上されました。

また、「従来の体制では対応できない」「国として解決すべき課題に意欲的に取り組む自治体を支援する」（訪日・在日外国人の消費の安全の確保等）「地方消費者行政強化交付金」（100億円）が新規に計上されました。

さらに、この「強化交付金」は従来の「先駆的プログラム」が補助率 100%に比して 2 分の 1 の補助率になる可能性が高いと言われていています。手を挙げる自治体が限られてくるのではないかと懸念されます。

2. 「消費者支援機構関西」の特定適格消費者団体認定の経緯について

2017 年 6 月 21 日に消費者支援機構関西は特定適格消費者団体に認定されました。経過報告によれば、13 年 2 月に検討プロジェクトを立ち上げ、16 年 4 月の臨時総会を経て同年 9 月に「タスクチーム」（弁護士 5 名、司法書士 1 名、消費者団体 1 名、事務局 4 名）を編成し、「ガイドライン」に基づいて、「シュミレーション」（必要人員、財政等）業務規定チェック等を行ない、並行して消費者庁との折衝を重ねてきたとのこと。

3. 今後の適格消費者団体連絡協議会開催のについて

今回は岡山市(2018 年 3 月 3 日～4 日)、次々回は広島市(2018 年 9 月 9 日～10 日)で開催されることになりました。

「見守りねっと」事業

事務局長 宗山 隆幸

消費者ネット広島は、広島県からの受託事業として、2013 年 10 月から高齢者の見守りに役立つ情報として、最新の消費者被害の状況、注意すべき手口(全国及び広島県内)、見守りの際のポイント、高齢者の消費者被害防止のための県内の各機関の取組事例等をメールマガジンとして週 1 回、毎週月曜日に配信しています。10 月で丸 4 年になり、現在のメールマガジン登録者は数の上では 1,850 名になっていますが、本来登録をしていただきたい見守る立場の方、福祉関係者、民生児童委員、自治会、老人会、女性会等の登録者がまだまだ少ない状況にあります。会員の皆様にもかなりの方にご登録をいただいているところですが、皆様の周りの見守る立場の方に是非とも登録の呼び掛けをお願いします。

消費者ネット広島のホームページを開いていただければ、登録の方法はわかりませんが、下記アドレスへ空メールを送っていただければ登録できます。

mimamori@shohinet-h.or.jp

架空請求ハガキにご注意ください

広島県生活センター 暮らしのフレッシュ便（平成 29 年 12 月号）引用

県内で「総合消費料金に関する訴訟最終通告のお知らせ」と題した架空請求のハガキが送付されています。

ハガキに記載された電話番号に連絡すると、訴訟を取り下げる手続き名目で、お金を要求されますので、ご注意ください。

実際に被害が発生しています。ご自身が注意されるとともに、近隣の方や知人の方にも広報していただくようお願いいたします。

また、差出人名が 随時かわるおそれがあるので注意して下さい。

★これまでに使用された名称「国民訴訟告知管理センター」「民事訴訟管

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)●●●裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談につきましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟●●センター
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-●●●●-●●●●
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

理センター」「国民訴訟通達センター」

【アドバイス】

①決して相手に連絡しない 連絡をすると電話番号などを知られ、更なるトラブルに巻き込まれるおそれがあります。

②お金を支払わない 支払ってしまったお金を取戻すのは困難です。身に覚えのない請求は無視しましょう。

③対処に困ったときは消費生活相談窓口へ 相手に連絡する前に消費生活相談窓口へ連絡しましょう。

消費者ホットライン：「188（いやや！泣き寝入り）」

この間の主な取り組みなど

第5回理事会(9/25) 第6回理事会(10/23) 第7回理事会(11/29) 第8回理事会(12/26)

第5回検討委員会(8/24) 第6回検討委員会(9/15) 第7回検討委員会(10/20)

第8回検討委員会(11/21) 第9回検討委員会(12/11)

消費生活相談技術高度化研修 研修テーマ「相談員としての心構え」(8/30～9/1)

相談員等レベルアップ研修テーマ2「精神的障害の疑いのある相談者への対応」(9/20～9/22)

相談員等レベルアップ研修テーマ3「旅行関連のトラブル」(10/25～10/27)

相談員等レベルアップ研修テーマ4「相談員に必要な最近の制度・法改正」(12/6～12/8)

北広島町千代田地区見守り研修(10/6) 大竹市見守り研修(12/14)

情報提供をお願いします

適格消費者団体として事業者への改善申入れを行う活動の源は、皆さんからの情報提供です。

毎週水曜日と金曜日の14時～16時に、弁護士・司法書士等の専門相談員による消費者トラブルに関する情報受付を行っています。

(その他の平日、14時～17時は事務局が対応しております)

情報収集が目的ですが、内容によっては解決に参考になるアドバイスも行います。

皆様からの情報提供をお待ちしております。



事務所はこちらです



(みはる&まもろう)

内閣総理大臣認定 特定非営利活動法人 **消費者ネット広島**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室

TEL: 082-962-6181 FAX: 082-962-6182

HP: <http://www.shohinet-h.or.jp/>